

小規模保育施設 あかとんぼの森 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人英寿会が設置する家庭的保育事業等の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかとんぼの森
- (2) 所在地 江別市西野幌92番地の16
- (3) 事業の種類 小規模保育事業B型

(事業の目的及び運営方針)

第2条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）、江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号。以下「運営基準条例」という。）の基準その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満の子ども。次号において同じ。）のうち、満1歳以上の子ども 13人
 - (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 2人
- (提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（法第29条第13項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対

し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(4) 食事の提供

江別市の栄養士が作成する献立表に準じ提供する。

(5) その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 保育士及び保育補助者 5名以上（常勤換算後）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

主任保育士、副主任保育士、リーダーを必要において配置し、保育補助者は、保育士の職務を助ける

(3) 事務職員 1名以上（常勤換算後）

保護者からの費用徴収など事務的業務を行う。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月4日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時15分から午前8時15分まで及び午後6時15分から午後7時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時15分から午後4時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要

な場合は、午前7時15分から午前8時15分まで及び午後4時15分から午後6時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を行った市町村が定める利用者負担金(保育料)を当園に支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供し、法定代理受領を受けないときは、当該保護者から運営基準条例第43条第2項に規定する特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、江別市が行う利用調整及び要請に対し、運営基準条例第40条により、できる限り応じるものとする。

2 当園は、特定地域型保育の提供開始に際、あらかじめ利用申込を行った支給認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、次の各号に掲げる事項に該当する場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が法第19条第1項第2号の子どもとなったとき(ただし、当該子どもになった年度の3月31日までは保育を提供することができる。)

(2) 支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(連携施設)

第11条 当園は、特定地域型保育を適正に実施し、かつ継続的に提供できるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保するものとする。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援

(2) 代替保育(当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。)の提供

(3) 当園における特定地域型保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入
(緊急時における対応方法)

第12条 当園の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、江別市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 運営基準条例第50条において準用する同第19条に規定する江別市への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

附 則

この規程は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収分・上乗せ徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育参観の際の給食費	保育園で提供している食事を保護者が注文し摂食した場合	実費 1 食 3 5 0 円
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄、バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費 （実費）

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。